

資料3-25 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(平成29年3月31日現在)

業種 特定事業場数	畜産農業	食品品製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	紙加工品製造業 パルプ・紙・	化学工業	石油精製業	ゴム製品製造業	窯業	砕石・砂利採取業	鉄鋼業	金属機械製造業・ 金属等表面処理業
50m ³ /日 以上	1	62	5		3	17 (4)	1	7 (1)	12 (4)	4	1	52 (40)
50m ³ /日 未満	377	898	32	34		22 (7)		7	172 (7)	68	13	155 (32)
計	378	960	37	34	3	39 (11)	1	14 (1)	184 (11)	72	14	207 (72)

業種 特定事業場数	水道浄化施設	旅館業	飲食店業	洗濯業	新聞・印刷業・写真 現像業	病院	自動式車両洗浄施設	試験研究機関	ごみ焼却場	下水道終末処理施設・ し尿処理施設	その他	計
50m ³ /日 以上	7	110	45	11 (1)		8		9 (8)		490 (1)	9 (4)	854 (63)
50m ³ /日 未満	8	2,445	123	460 (10)	254 (13)	6	796	66 (36)	19 (1)	559 (3)	34 (12)	6,548 (121)
計	15	2,555	168	471 (11)	254 (13)	14	796	75 (44)	19 (1)	1,049 (4)	43 (16)	7,402 (184)

注1 () は内数で有害事業場分

注2 四日市市内事業場数を除く